

11 実施します! 特別支援学校の皆さんによる社会体験

町商工会青年部による商店街活性化の取り組みの一環として、県立深谷はばたき特別支援学校の生徒の皆さんが空き店舗を活用した社会体験を実施します。自ら作った木工品、陶芸品、手芸品、野菜などを販売します。お誘い合わせのうえ、ぜひご来店ください。
日時/1月28日(土)、29日(日)午前10時～午後3時
場所/元岸屋本店(大字寄居797)
問い合わせ/町商工会(581・2161)へ。

12 ご参加ください! 長瀬げんきプラザ事業

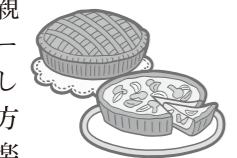
ロウバイ・そば打ち・福は内
日時/2月2日(木)午後1時～3日(金)午後3時(1泊2日)
対象/シニア世代(概ね50歳以上)
定員/50人
費用/4,200円
内容/ロウバイ見学、そば打ち体験、節分祭見学



いちご大福とボードウォッチング
日時/2月18日(土)午前10時～19日(日)午後2時(1泊2日)
対象/小学生以上の親子
定員/40人(申し込み多数の場合は抽選となります)
費用/4,200円
内容/いちご大福作り体験、餅つき、ボードウォッチング
申し込み/いずれの事業も、往復はがきに住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記のうえ、お申し込みください。1月18日(木)必着とします。
問い合わせ/長瀬げんきプラザ(☎0494・66・0177、〒369-1312長瀬町大字井戸367)へ。

13 開催します! 親子手づくりスイーツ教室

隣保館では「親子手づくりスイーツ教室」を開催します。初心者の方を対象に親子で楽しめるお菓子づくり教室です。近所



の方やお友達を誘い合って、気軽に参加してください。
日時/2月4日(土)午前11時～午後1時
場所/隣保館(かわせみ荘3階)
対象・定員/小学生と保護者・10組
費用/1,000円(材料費)
申し込み/1月19日(木)から受付を開始します。午前9時から午後5時までにかわせみ荘1階事務室へ費用を添えてお申し込みください。定員になり次第締め切ります。
問い合わせ/隣保館(☎581・3861)へ。

14 開催します! 埼玉県市町村職員採用情報フォーラム2012

県内の市町村職員の魅力をPRするフォーラムを開催します。公務員を目指している方、市町村職員に関心のある方など、多くの方の参加をお待ちしています。

日時/2月6日(月)午後1時～3時40分(0時30分開場)
場所/埼玉会館大ホール(JR浦和駅下車徒歩7分)
定員/1,000人(申し込み順)
費用/無料
内容/講演、市町村職員(事務系)による経験談、メッセージなど
申し込み/インターネットで事前の申し込みが必要です。詳細は「SAITAMA WORKS Navi」のホームページ(http://www.hitozukuri.or.jp/navi/event/s-forum.php)をご覧ください。1月10日(火)から受け付けを開始します。
問い合わせ/彩の国さいたま人づくり広域連合自治人材開発センター人材開発部市町村職員担当(☎048・664・6681)へ。

15 開催します! 甲種防火管理(新規)講習会

日時/2月9日(木)、10日(金)午前9時20分～午後4時50分
場所/深谷市消防本部
定員/100人(申し込み順)
費用/3,800円
その他/『消防法』で定められている甲種防火管理者を置かなければならない事業所等とは、次の施設です。
①収容人員が10人以上の社会福祉

施設
②収容人員が30人以上で建物面積が300㎡以上の飲食店、物品販売店、診療所、旅館などの不特定多数の人が出入りする施設
③収容人員が50人以上で建物面積が500㎡以上の共同住宅、学校、工場などの特定多数の人が出入りする施設
申し込み/1月11日(木)から深谷市消防本部予防課、または花園消防署で受け付けます。受講申込書、写真(縦3cm×横2.4cm)1枚、費用を持参し、平日の午前8時30分から午後5時15分の間にお申し込みください。詳細は深谷市消防本部のホームページ(http://www.city.fukaya.saitama.jp/syoubouhonbu/index.html)をご覧ください。
問い合わせ/深谷市消防本部予防課(☎571・0913)へ。

16 開催します! 隣保館カラオケ練習会

日時/2月11日(土)、26日(日)午前9時30分～正午
場所/かわせみ荘
問い合わせ/隣保館(☎581・3861)へ。

その他

17 毎週木曜日は役場の一部の窓口を延長しています!

毎週木曜日(休日を除く)は、午後7時まで住民票・戸籍・印鑑証明・税務証明等を交付しています。また、住民票に限り、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時に本人および同一世帯の方が予約することができます。土・日曜日でも受け取ることができます。
問い合わせ/住民票・戸籍・印鑑証明については町民課(☎581・2121内線102)、税務証明については税務課(☎581・2121内線152)へ。

18 東日本大震災により寄居町へ住民票を異動せずに避難している方へ

東日本大震災により、宮城県から住民票を異動せず他の地域に避難している国民健康保険加入者や後期高齢者医療制度加入者で、次の市町に

お住まいだった方は、避難先の医療機関等で特定健康診査等を受診することが可能となりました。
受診の申し込み方法や受診可能な医療機関など、詳しくは避難元の市町へお問い合わせください。
対象市町/仙台市、石巻市、気仙沼市、塩竈市、名取市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、女川町、南三陸町
問い合わせ/保険年金課(☎581・2121内線114)へ。

19 ご存じですか? 住民票等の第三者交付にかかる本人通知制度

この制度は、代理人や第三者の請求により住民票等が交付されたとき、事前に登録した本人へ交付の事実を通知するものです。身元調査などを目的とした、住民票などの不正取得の早期発見や不正請求の抑制につなげるためのものです。
対象/寄居町に住民登録している方および寄居町に本籍がある方など
手続き/制度の利用を希望する方は、事前に運転免許証などの本人確認書類と印鑑を持参のうえ、町民課で登録の申請をしてください。
通知対象/委任状による代理人請求および第三者請求ですが、一部該当しない場合もあります。
その他/詳しくはお問い合わせいただくか、町公式ホームページをご覧ください。
問い合わせ/町民課(☎581・2121内線102)へ。

20 ヒブ・小児肺炎球菌・子宮頸がん予防ワクチンを受けましょう

町では乳幼児の感染症予防および子宮頸がん予防のために、ヒブ・小児肺炎球菌・子宮頸がん予防ワクチンの接種事業を実施しています。接種の方法は、町と契約した医療機関での個別接種となります。接種するには、保健福祉総合センターで接種券の交付を受けてください。
また、公費で接種できる期間は決まっていますので、接種券の交付を



受けた未接種の方は、早めに接種を受けましょう。
問い合わせ/保健福祉総合センター(☎581・8500)へ。

21 戦後強制抑留者の皆さんへ

シベリア戦後強制抑留者に対する特別給付金の請求を受け付けています。
対象/戦後強制抑留者で、平成22年6月16日に日本国籍を有するご存命の方
期限/平成24年3月31日(土)まで
その他/請求書類・資格要件や手続き等については、お問い合わせください。
問い合わせ/独立行政法人平和祈念事業特別基金(☎0570・059・204、IP電話・PHSからは03・5860・2748)へ。※平日の午前9時から午後6時まで。

22 浄化槽の定期水質検査制度(法定検査)が新しくなりました!

浄化槽を使用している方は「保守点検」「清掃」とは別に、年1回「定期水質検査(法定検査)」の受検が法律により義務付けられています。
昨年10月の定期水質検査から浄化槽の正確な機能診断のため、検査項目に放流水のBOD(生物化学的酸素要求量)が追加されました(単独処理浄化槽は除きます)。
また、家庭用の浄化槽(10人槽以下)については、知事が指定した検査機関と提携した保守点検業者が、採水などの定期水質検査の補助業務を行えるようになりました。

まだ検査を受けていない方は、契約している保守点検業者、清掃業者、または知事指定検査機関に連絡し、検査の手続きをしてください。
なお、定期水質検査の手数料(10人槽以下5千円)は変わりません。
問い合わせ/埼玉県浄化槽協会浄化槽水質検査部(☎533・4700)へ。

23 事業主の皆さんへ 労働保険のお知らせ

労働保険料(労災保険・雇用保険)の第三期分の納期限は1月31日(火)です。納付書は納期限の10日前ころ、事

業所に送付しますので、最寄りの金融機関で納付をお願いします。なお、納期限を過ぎて納付する場合、延滞金を徴収することとなりますので、ご注意ください。
問い合わせ/埼玉労働局労働保険徴収課(☎048・600・6203)へ。

24 預金保険制度についてのお知らせ

預金保険制度については、『預金保険法』により、預金取り扱い金融機関が破たんした場合は「無利息・要求払い・決済サービスを提供できること」という3要件を備えた決済用預金が全額保護となるほか、その他の預金保険対象預金(利息のつく普通預金や定期預金など)は定額(1,000万円までの元本とその利息)保護がなされています。
関東財務局では、預金保険制度のほか、財政・経済・金融・証券・国有財産などをテーマとした各種講演会に無料で講師を派遣していますので、ご利用ください。

問い合わせ/関東財務局総務部財務広報相談室(☎048・600・1092)へ。

25 寄居町経営安定特別資金 利子補助制度のご案内

町では、中小企業の経営安定化等を図るため「寄居町経営安定特別資金」を創設しました。この制度は、中小企業者が町内の金融機関から運転資金、または設備資金を借り入れたときに、利子の1%を補助するものです。ぜひご利用ください。
対象/町内に本社があり、町税の滞納がない中小企業者
補助期間/運転資金は5年間、設備資金は7年間
借入限度額/1社につき2,000万円以内
取り扱い金融機関/埼玉りそな銀行・武蔵野銀行・埼玉縣信用金庫・熊谷商工信用組合の各寄居支店等
問い合わせ/商業観光振興課(☎581・2121内線441)、または町商工会(581・2161)へ。